

平成30年9月28日

懲戒処分の公表

総務省は、下記のとおり懲戒処分を行ったので「総務省職員の懲戒処分に関する公表基準」(別紙)に基づき、公表します。

記

1 被処分者

本省係長級職員(29歳 男性)

2 処分の種類

懲戒処分 減給1月 10分の1

3 処分発令日

平成30年9月28日

4 処分の理由

国家公務員法違反

5 事案の概要

平成30年7月から8月にかけての深夜から早朝の時間帯に、いたずら心から、女性職員に対し、執拗に電話をかけ、同職員に強い不安・不快感を与えた。